HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	コメント
Author(s)	高見澤, 磨
Citation	新世代法政策学研究, 14, 125-130
Issue Date	2012-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/48427
Type	other
File Information	HJNGLP014_006.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

コメント

高見澤　磨

呉副教授は、「能動司法」が提唱される背景を紹介し、また、その際に留意すべき点を指摘している。「能動司法」とは、社会に存在する紛争をそれとして解決することであり（故に当事者間の宥和もまた任務となる）、従って、紛争を法的に組み立て直し、その法的側面において判定を下すだけでは、司法は任務を果たしたことにはならないとする考え方である。紛争予防（再発予防を含む）や政策提言さえもが求められる。そうすることで社会の変化にともなう不安定を克服し、安定させるという統治の一翼を担う。しかしそれは手続的正義という司法の持つ意義を見失う危険をも有し、当事者には妥協を強いるという危険をも有し、司法の機能をかえって低下させる危惧もある。呉副教授は、政治的には「能動司法」が求められる中で、上記の点に留意して司法活動を行うためには、裁判官が個々の事件において法の価値を浸透させ、手続的正義による正当化を行うという最も正統的な方法が重要であるとされる。

賀教授は、湖北省巴東県公安局の判断に疑義を呈しつつ、さらにその背後にある問題、即ち、公安局局長が、県共産党委員会常務委員であり、かつ、政法委員会書記であることの問題を提起している。この場合、政法委員会には県の司法機関を指導する権限と責任とがあるので、公安局の見解は、検察や法院にも影響を与えることになり、公安局の見解に誤りがあった場合でもそれを正すことが困難である。

呂教授は、社会効果への重視につき1999年の「全国民事案件審判質量座談会」（民事事件裁判の質についての座談会）の紀要以来の流れにあるとし、また、社会効果を重視するとはいっても、手続に基づく事実認定と適切な法の適用とを前提とし、裁判における裁判官の裁量の範囲及び調停の

活用とでそれが実現されるとして、いくつかの事件を紹介している。紹介された例は、個別の判断についてはともかく、全体としてはそのようなものである。この点では、呉副教授の報告とも通じるものがある。また、社会効果重視が1999年からとすれば、近年の和諧社会や「穏定」重視よりも前からのものであり、1990年代以来の司法改革に内在するものであることを示すものであって、この点は興味深い。

本日の報告の中で特徴的なことのひとつは、裁判所もまた積極的に地域の治安その他の統治行為に参加していることである。日本でも、何らかの取締や促進のキャンペーンを行う際に、警察・検察・政府・自治体・関連団体などが連携することはありうるが、裁判所がそれに積極的に関与することは、コメンテーターは寡聞にして知らない。裁判所は、このようなキャンペーンがあっても、その中で民事・刑事・行政などの事件として訴えがあったものを他の事件と特段の優劣をつけず是々非々で対応するというのが日本人が日本の裁判所に対して持つ一般的イメージではないかと思う（イメージであって外部からは実証的研究を行うことができないような内部的事情があるかどうかは知らない）。他方、中国の場合には、治安の維持のために裁判所も積極的に動員され、また、参加しているように見える。このような姿を描いた近年の研究成果としては、坂口一成『現代中国刑事裁判論　裁判をめぐる政治と法』（北海道大学出版会、2009年）がある。犯罪取締キャンペーンとして「厳打」と呼ばれる摘発・処罰の強化につき裁判所が積極的な役割を果たす姿を描いたものであり、また、そのような姿を呈する要因を考察したものである。坂口氏からは今後、本日のシンポジウムのテーマに関連して発言があるかも知れないので、ここでは、統治における党治と司法とについて若干触れておきたい。ある県の統治の第一の責任者は共産党中央から派遣される県の共産党委員会書記であり、そのもとに県人民代表大会・県人民政府・県人民法院（以下、法院）・県人民検察院（以下、検察院）が協働して良き統治を行うことが理想の姿となる（このことは県より上の地方においても中央においても同様である）。それぞれの職分を果たす中で他の機関に対する監督機能が働くことも期待されるが、それは、権力分立を前提とするものではなく、最終的には協働の高度化のためのものである。現代中国法の特徴として権力分立・複数政党制・連邦制などは選択しないことは最近の呉邦国（全国人民代表大会常務委員会委員長、中国共産党中央政治局委員・常務委員）「在形成中国特色社会主義法律体系座談会上的講話」（中国的社会主義法体系形成座談会における講話）（2011年1月24日、人民大会堂）においても明示されている。

司法活動と関わるところでは、県人民政府内には司法局（司法行政を担当）、公安局（警察・消防・戸籍などを担当）が置かれている。賀教授の報告にあるように県党委員会には政法委員会という下部委員会が置かれ、司法関係の指導の権限を有し、責任を負っている。法院・検察院・司法局・公安局などがその指導のもとにあり、また、弁護士事務所も司法局との関連で、その指導のもとに置かれることになる。今日では特段のことがないかぎり政法委員会が個別の事件に介入することはないと言われているが、特段のことであるか否かは政法委員会の判断によるので、外部の観察者から見れば政法委員会が介入するほどではないような事件であっても介入し、その判断の影響は上記各機関に及ぶことになる。

いかなる人々がそのメンバーになるのかは、本日の報告者にうかがいたい第一の点である。上記のような重要な委員会であれば、司法の理論・政策・実務に通じた人物であることが望ましい。しかし、もし、委員会のメンバーが上記機関の役職を兼ねるならば（賀教授の例はこれにあたる）、職務分担としての相互監督機能は発揮しずらくなり、業務協調の機能が突出することになる。キャンペーン実施には便利であるが、その行き過ぎをチェックしにくくなり、委員会の自律性だけが頼りとなる。他方、もし兼職を避けるということであれば、政法委員会のメンバー分だけ余分に人材を必要とすることになる。司法の理論・政策・実務に通じた人物でなくともよいということであれば、存在意義が根本から問われることになる。

外部の観察者から見れば立ち位置の難しそうな組織であるが、他方、法院も含む各機関がそのときどきの重要な政策課題を協力して担うという体制であれば、その限りにおいて合理性がないわけではない。しかし、その場合でも、重要な政策課題からはずれる事件の当事者にとっては劣後の扱いを受けかねない。

こうした組織が今日も存在していることの歴史的背景についてコメンテーターが現在考えている仮説を述べて、報告者・参加者から意見を賜りたい。

清末以来司法の独立が唱えられてきた。しかし、最末端の県レベルにおいては、それは実現せず、その歴史を持たなかった。清代においては、県の責任者である知県は行政長官であるとともに司法的役割をも担っていた。県の治安を維持し、徴税を滞りなく行うことこそがその任務であった。苦情・救済の申し立てを含む広い意味での人民の訴えを聴くことはそのなかでも重要な仕事のひとつであった。こうしたことも含めて広い意味で司法というならば、むしろ司法官が行政をおこなっていたという言い換えも可能であった。そこにあるのは、行政と司法とが混在する統治そのものであった。清末の近代西洋型法制度改革においては県にも初級審判庁が置かれることとなっていたが、財源不足により民国初期にはそれは断念された。それに代わって登場したのが、県知事兼理司法の制度である。県政府に司法処を置き、承審員が裁判を行うが、この活動は県知事の責任において行われた。中華民国後期には県や市に地方法院を置く旨定められたが、法院が設置されず県司法処による裁判が続いた地域も少なくなかった。このため県レベルにおいて県政府とは別の系統で司法という統治行為が行われるという経験を十分には持たない状態で中華人民共和国の成立を迎えてしまった。

また、前衛党の指導という仕組みは、ロシア革命の影響を受けた共産党と改革後の国民党とが受け継いだものであった。国民党はまず南方でそれを実行し、1928年以降は可能な範囲で全国で実行し、共産党もまた1927年以降根拠地でそれを実行した。内戦や抗日戦争などにより1920年代末から1940年代までは前衛党による指導は必ずしもきめ細かでかつ強固なものとはならなかった。むしろ1949年以降、台湾においては国民党の、大陸においては共産党の指導が確立した。それぞれの党は統治の総攬者としての責任を一身に担うこととなった。

中華人民共和国となってからは、法院内には審判委員会、地域党委員会内には政法委員会があって個々の裁判官はその指導のもとに置かれることとなった。さらにその活動は統治の一部であるので、社会的効果も求められてきた。こうした中では、執行を拒まれたり、上訴されたりすること自体が非難の対象となる。実務を通じて事実上の裁判官の独立が生まれるということは期待しにくい。定められた手続に従って事実を認定し、認定された事実に対して法を適用することで正義を実現する、というのが日本

人が法学部で教わる司法である。暗黙のうちに想定されているのは判定者としての裁判官である。ところが「能動司法」や社会的効果までをも考慮して活動する司法においては、これだけでは、良い評価を得られない恐れがある。統治の総責任者である党のもとでよき統治の一翼を担うことが求められ、その成果によって組織や個人が評価されていくこととなる。

以上のように述べると近代以降の日本と比べたときの中国の異質性のみが強調されることになる。しかし、日本においても枠組を変えると同様な問題が見られる。例えば、日本の裁判所に見られる憲法判断における消極主義や裁判員制度における量刑判断などは広義の政治性の表現であり、社会的効果の考慮でもある。また、メディアにおいても新聞の社会面においては、判決の法的意義よりは判決書以外に当事者にかける言葉や判決書のうち判決にいたる法的判断以外の言葉が注目されることもあり、これも社会的効果のうちに含まれよう。ここまで考えれば、日本と中国との間に共通の、または、少なくとも比較可能なものがあるという前提での議論も可能となる。この点については、法社会学や実定法学・政治学などの専門の方からの意見をいただきたい。

ここまで議論したとしても、なお日中間で異なるものとして残るのは、司法実務界や法学界それら自体が有する公共空間としての規模や質の差異ではないかと思われる。司法にたずさわる個々の組織の独立性・自律性、法律家・法学者の社会的地位、大学法学部の社会的地位などにおいて両国が異なるところはまだ多く見られ、興味深い研究対象でもある。近代西洋型法学研究・教育・司法制度などの形成が1870年代に始まった日本と20世紀初頭から始まった中国との30年の差によるのか、軍部の台頭と複数政党制の放棄が1930年代後半からの10年ほどの日本と前衛党の指導という体制が一応全国に及んでから80年ほどの中国との差なのか、1950年代初頭の中国司法改革において民国期の司法官の多くがその地位を追われたり、反右派逃走や文化大革命のときに法学者や法曹が受けた弾圧などが歴史的に作用しているのか、など法史・政治史に関わる各種の問題についてはコメンテーターにとり今後の課題とするとともに、本シンポジウムにおいて報告者、参加者からのご教示を賜りたい。

参考文献

呉邦国「在形成中国特色社会主義法律体系座談会上的講話」(2011年1月24日、人民大会堂)(『法制日報』2011年1月27日1，2面)。

張小軍「1949年至1953年司法改革演変及若干反思―以“新法学研究院”対司法人員的改造和1952年司法改革為例(『政治与法律』2010年12期77－88頁)。

中央社会治安綜合治理委員会辦公室編『中国社会治安綜合治理年鑑(2009)』(中国長安出版社、2010年)。

別枝行夫・貴志俊彦・川島真編『台湾・国史館典蔵　行政院賠償委員会檔案目録』(2002年。平成13年度～16年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究Ｂ研究成果中間報告書)。

木間正道・鈴木賢・高見澤磨・宇田川幸則『現代中国法入門』(第5版)(有斐閣、2009年)。

松田康博『台湾における一党独裁体制の成立』(慶應大学出版会、2006年)。

娜鶴雅「清末・中華民国前期における近代裁判制度形成過程の研究－「司法資源」の視角からの考察」(東京大学大学院法学政治学研究科博士課程、学位請求論文、2010年9月29日提出、2011年3月24日博士(法学)学位取得)。

坂口一成『現代中国刑事裁判論　裁判をめぐる政治と法』(北海道大学出版会、2009年)。

滋賀秀三『続・清代中国の法と裁判』(創文社、2009年)。

高見澤磨・鈴木賢『中国にとって法とは何か　統治の道具から市民の権利へ』(岩波書店　叢書　中国的問題群　3、2010年)。